平成２２年（フ）第２０４０号
福岡市南区長住３丁目24番102号
債務者　野中　榮子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０４１号
福岡市南区長住３丁目24番102号
債務者　野中　國正
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０４３号
福岡県春日市岡本５丁目63番地小林ハイツ101号
債務者　岩吉　三郎
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０４４号
福岡県春日市岡本５丁目63番地小林ハイツ101号
債務者　岩吉清美こと　黄　　茜
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０５２号
福岡県筑紫郡那珂川町今光１丁目51番地　ハイツ桃山308号
債務者　眞鍋　秀春
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０８４号
福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂３丁目17番16号
債務者　西田　暢子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０９４号
福岡市東区下原３丁目１番31号
債務者　三宅　亜矢
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０９６号
福岡市中央区警固１丁目６番41―204号
債務者　時政　典慶
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１０５号
福岡県朝倉郡東峰村大字小石原502番地
債務者　泉　　文人
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１２５号
福岡県朝倉郡筑前町依井1408番地３
債務者　桑野美保子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１３９号
福岡県宗像市大井台21番26号
債務者　居酒屋自庵自庵こと　三浦　寛子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１４４号
福岡県大野城市南ケ丘５丁目８番10号　田中ハイツ202号
債務者　野間　政男
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１４５号
福岡県大野城市南ケ丘５丁目８番10号　田中ハイツ202号
債務者　野間富美子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１６０号
福岡市博多区板付３丁目23番103号
債務者　石原あずさ
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１６８号
福岡市城南区別府１丁目21番３―1002号
債務者　櫻木　博幸
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１６９号
福岡市城南区別府１丁目21番３―1002号
債務者　櫻木フミ子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１８３号
福岡県糟屋郡志免町桜丘２丁目21番４号
債務者　藤川美智代
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１８９号
福岡県糸島市曽根507番地18
債務者　立石　完二
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部